

ご 回 答

2017年9月11日

〒730-0013 広島市中区八丁堀5番22号

メゾン京口門202号

法律事務所八丁堀法律センター

TEL082-227-6501 FAX082-211-2822

弁護士 山 田 延 廣



NPO法人消費者ネットおかやま 御中

前略、遅くなりましたが、株式会社大創産業（以下、「当社」という）の代理人として、貴法人の本年7月17日付質問書に対し、次のとおり回答します。

質問書によると、当社が販売する「カラフルボール」（以下、「本件商品」という）の「取扱い上のご注意」の記載において「本商品により生じた損害や逸失利益、第三者のいかなる請求についても当社で責任を負いかねますので、予めご了承下さい」との記載があり、これは消費者契約法8条の規定に反していると考えられるとしたうえで、三点の質問をされています。

この三点につき、次のとおり回答します。

1、「注意書は消費者契約法8条1項3号に該当し無効となるのではないか」

当社が、この記載をなしたのは、本件商品が目的外の他の部品として利用されたうえ、この欠陥を口実にして無理な補償請求する事件が生じたためです。このため、この様な事例には請求には応じられない旨注意してもらうために記載したものです。

この事例以外に消費者が本件商品を購入し、本件商品の欠陥による損害を生じた場合は、補償責任を負う予定です。

したがって、この記載は本件商品の通常購入者（消費者）に対しては無効となるものと考えますが、その他の第三者に対しても無効となるものとは

考えていません。

2、今後の対応について

この記載は、上記のとおり、通常の購入者には誤解を与える記載であることから、今後納入する商品については、該当箇所を「本品を使用目的以外に使用方法するなどして、本品の欠陥に基づかない事故や損害には当社は責任を負いかねますので予めご了承下さい」と書き改める予定です。

3、今後の対応日程について

既に、貴法人の指摘を受け、製造業者に対し、上記新しい表示に変えるよう指示しており、次の生産予定である2017年（平成29年）10月以降の生産分から表示を変える予定です。

以上のとおり、回答します。

以 上